資料１－３

審議会の運営について

第６次東浦町総合計画策定スケジュール		
日時・場所	審議会	部会
平成 30 年４月 27 日(金) 午後１時 30 分から 東浦町勤労福祉会館　会議室１	**第１回　東浦町総合計画審議会** ・会長及び職務代理者の選任　・諮問 ・基本構想案の審議　・部会構成について ・部会長、部会長代理の選任	
平成 30 年５月 23 日(水) 午後１時 30 分から 東浦町勤労福祉会館　会議室１	**第２回　東浦町総合計画審議会** ・基本構想案の審議 ・総合計画構成案の審議	**第１回　東浦町総合計画審議会部会** ・基本計画案の審議
平成 30 年６月 16 日(土) 午後２時から 東浦町文化センター　ホール	**記念講演会** 「協働」、「住民や事業者と行政の役割分担」、「今後のまちづくりの方向性」等をテーマに講演会を実施し、総合計画策定及びタウンミーティング、パブリック・コメントを周知する。	
平成 30 年６月 29 日(金) 午後１時 30 分から 東浦町勤労福祉会館　会議室１	**第３回　東浦町総合計画審議会** ・総合計画構成案の審議 ・基本計画案の審議状況報告	**第２回　東浦町総合計画審議会部会** ・基本計画案の審議
平成 30 年７月９日(月) ～　平成 30 年７月 16(月) イオンモール東浦	**オープンハウス** 総合計画の概要及び今後実施するタウンミーティング・パブリック・コメントの周知を図るため、店内でパネル展示を実施する。	
平成 30 年７月 21 日(土) 午前 10 時　緒川ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 午後２時　卯ノ里ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 平成 30 年７月 22 日(日) 午前 10 時　生路ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 午後２時　石浜ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 平成 30 年７月 29 日(日) 午前 10 時　藤江ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 午後２時　森岡ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	**タウンミーティング** 総合計画の概要の説明及び質疑応答、提案等を町内６地区で実施するとともに、タウンミーティング終了後パブリック・コメントを実施することを周知する。	
平成 30 年７月 30 日(月) 午後１時 30 分から 東浦町勤労福祉会館　会議室１	**第４回　東浦町総合計画審議会** ・基本計画案の審議状況報告 ・パブリック・コメント実施報告	**第３回　東浦町総合計画審議会部会** ・基本計画案の審議
平成 30 年８月 10 日(金) ～平成 30 年９月９日(日)	**パブリック・コメント** 総合計画策定段階の素案全体について、広く住民の意見を聴き、総合計画に反映させるためパブリック・コメントを実施する。	
平成 30 年 10 月 10 日(水) 午後１時 30 分から 東浦町勤労福祉会館　会議室１	**第５回　東浦町総合計画審議会** ・パブリック・コメントへの対応案審議 ・答申案の審議　・答申	
平成 30 年 11 月中旬	第６次東浦町総合計画基本構想案を東浦町議会へ議案として送付する。	

○東浦町総合計画審議会条例

昭和 39 年 5 月 30 日

条例第 12 号

(設置)

第 1 条　町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、東浦町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条　審議会は、委員 25 名以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1)　町議会の議員

(2)　町教育委員会の委員

(3)　町農業委員会の委員

(4)　町の区域内の公共的団体の役員及び職員

(5)　知識経験を有する者

(6)　公募により選考された者

(会長)

第 3 条　審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2　会長は、会務を総理する。

3　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第 4 条　委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条　審議会の会議は、会長が招集する。

2　審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 6 条　この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附　則

この条例は、昭和 39 年 6 月 1 日から施行する。

附　則(昭和 49 年 6 月 29 日条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 6 月 1 日から適用する。

附　則(平成 21 年 3 月 23 日条例第 3 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 24 年 12 月 19 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。